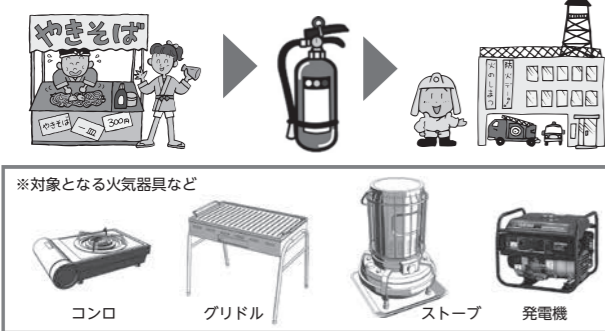


行田市火災予防条例が一部改正されました

平成25年8月に京都府で行われた花火大会の会場で発生した火災により、死者3人、負傷者59人を出す事故が起きました。この事故を踏まえ、市では、祭りや展示会など一時的に不特定多数の人が集まる催しの防火管理体制をさらに強化するために、「行田市火災予防条例」の一部を改正し、8月1日(金)から施行しました。改正した内容は次のとおりです。

- ▶ **内 容** コンロ、グリドル、ストーブ、発電機などの火気器具を使用する露店などを開設する場合
- ① 消火器の準備が必要となります
 - ② 消防署へ露店の開設届け出が必要となります

下記の※対象火気器具などを使用する露店などを開設する場合 消火器の準備が必要です 消防署へ露店の開設届け出が必要です



▶ **問い合わせ** 消防本部予防課 ☎550-2122

防災用資機材の登録制度をご利用ください

市では、平成25年1月から防災用資機材の登録制度を開始しています。この制度は、市内で災害が発生した(発生の恐れのある)場合、自主防災組織や自治会が地域にある防災用資機材を活用し、より速やかな初期活動を行えるようにしたものです。

ご家庭や事業所において、防災用資機材として活用できるものがありましたら、ぜひ登録してください。

- ▶ **登録資格**
- ・市内在住の方
 - ・市内に店舗、営業所、事業所を有する方または法人
- ▶ **登録できる資機材**
- ・発電機
 - ・車両(トラックや軽トラックなど)
 - ・その他、水中ポンプや災害時において活用できる資機材
- ▶ **登録方法** 防災安全課で配布している行田市防災用資機材登録・変更届(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市防災安全課
- ▶ **その他** 災害復旧(支援)活動時に使用した燃料や災害活動により破損した場合の修繕は、市が負担します。
- ▶ **問い合わせ** 同課防災担当(内線282)

8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です ～差別のない明るい人権尊重社会を目指して～

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、「差別を許さない」という意識を高めるとともに、人権に対する配慮が行動に表われるような人権感覚を身に付けてもらうため、市では次の人権啓発や相談事業などを実施しています。

人権・同和問題地区別研修会の開催

全市民を対象に、差別の根本的解決に向けた研修会を行っています。この研修会は、人権・同和問題についての理解、さらには問題認識の再確認をする場として実施するものです。また、人権を尊重し、痛みの分かる人権の推進者を育てることを目的に、継続して実施しています。

実施に当たっては、市内各地区の人権教育推進協議会、公民館、自治会、老人クラブなどさまざまな団体の協力をいただいで開催しています。各地域の研修期日などについては、各公民館および自治会などに問い合わせください。

一人でも多くの皆さんの参加をお待ちしています。

人権を守るために

いじめや虐待・差別・プライバシーの侵害など日常生活でお困りの方のために、人権擁護委員による相談窓口を開設しています。一人で悩まず、気軽にご相談ください(相談日時・会場は人権推進課にお問い合わせください)。この他、人権リーフレットを配布したり、市ホームページを活用したりするなど、憲法で保障された全ての人の人権が守られるよう、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っています。

人権ダイヤル
☎0570-003-110
子どもの人権110番
☎0120-007-110
※いずれも月～金曜日の
午前8時30分～午後
5時15分(祝日を除く)



▶ **問い合わせ** 同課人権同和对策担当(内線221)

▼ **第1期納期限** 8月27日(水)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▼ **問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303 (前谷1-1・水道庁舎内)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

▼ **問い合わせ** 開発指導課建築指導担当 ☎550-1551

市では、老朽化した空き家などが適正に管理されていない問題に対応するため、新たに条例を制定しました。

この条例は、老朽化した空き家などが危険な状態とならないよう、所有者に対して適正な管理を行うことを義務付けています。また、適正な管理が行われていない場合には、市が指導、勧告および命令などを行います。

空き家などを所有している方は、定期的な状況を確認するなど、常に適正な管理をお願いします。

▼ **問い合わせ** 開発指導課建築指導担当 ☎550-1551

行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例を制定しました

▼ **問い合わせ** 郷土博物館 ☎554-5911

9月2日(火)～5日(金)は、館内の消毒のため休館となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

郷土博物館休館のお知らせ



▼ **日時** 8月16日(土)午後7時～8時30分

▼ **場所** 忍川翔栄橋付近(秩父鉄道行田市駅北側)

▼ **その他** 小型灯籠を一基800円で頒布します。また、行田音頭保存会による新行田音頭を披露します。

▼ **問い合わせ** 行田市観光協会(商工観光課内・内線382)

とろろっ流し納涼大会

行田の情報をメールで

「ふるさとメール」で 行田の情報をゲット

市では、行田の情報をEメールで無料配信する「行田市ふるさとメール」(メールマガジンサービス)を実施しています。

このメール配信は、「市報ぎょうだ」に掲載した催し・募集などの市からのお知らせに加え、埼玉新聞に掲載された本市のニュースなどを毎月1回提供しています。

登録方法は、市または埼玉新聞社のホームページにアクセスするか、次の二次元バーコードを携帯電話で読み取って申し込みください。



▶ **問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

ご協力ください

行田市民意識調査を実施します

市では、市民の皆さんが行田市に対して普段どのように考えているかを把握し、各種行政施策の基礎資料とするため、「行田市民意識調査」を実施します。

この調査は、「まちの暮らしやすさ」「地域との関わり」「今後のまちづくり」などをお聞きするもので、回答は無記名で行い、統計的に処理しますので、お答えいただいた方は特定されません。

市民の皆さんの「声」を市政に反映させるための取り組みです。調査票が自宅に届きましたら、ご協力をお願いします。



- ▶ **調査期間** 8月8日(金)～22日(金)
- ▶ **調査対象** 住民基本台帳(平成26年8月1日現在)から無作為に選ばれた満20歳以上の市民の方3,000人
- ▶ **その他** 同封の返信用封筒を利用の上、ご回答ください。
- ▶ **問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)